



登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

登録教習機関の名称	株式会社MURANAGA 6
登録教習機関の住所	滋賀県彦根市里根町 201 番地 1
代表者職氏名	代表取締役 村長 人之
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	株式会社MURANAGA 6 ATOM資格センター 関東成田校 千葉県成田市前林 430
行うことができる技能講習	フォークリフト運転技能講習
登録年月日	令和 8 年 6 月 2 日
登録の有効期間の満了日	令和 1 3 年 6 月 1 日
登録番号	千登録第 589 号

令和 8 年 6 月 2 日

千葉労働局長





登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

登録教習機関の名称	株式会社MURANAGA 6
登録教習機関の住所	滋賀県彦根市里根町 201 番地 1
代表者職氏名	代表取締役 村長 人之
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	株式会社MURANAGA 6 ATOM資格センター 関東成田校 千葉県成田市前林 430
行うことができる技能講習	車両系建設機械（解体用）運転技能講習
登録年月日	令和 8 年 6 月 2 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 6 月 1 日
登録番号	千登録第 590 号

令和 8 年 6 月 2 日

千葉労働局長

